

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内（第11回特別弔慰金）

戦後75周年の節目にあたり、令和2年4月1日から「第11回特別弔慰金」の請求受付を開始しています。

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金支給法に基づき支給されるものです。第11回特別弔慰金は令和2年4月1日を基準日とし、恩給法による公務扶助料・特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金等の受給権を有するご遺族がいない場合に、それ以外のご遺族のうち代表者1名に対して支給されるものです。

■ 請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

■ 支給内容

額面25万円（5年償還の記名国債）

■ 支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、恩給法による公務扶助料・特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方（配偶者等）
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■ 請求の際に窓口に持参して頂きたいもの

1. 印鑑
2. 本人確認書類
（運転免許証、健康保険の被保険者証、年金手帳、通帳、マイナンバーカード等）

* 運転免許証をお持ちでない方は、上記のいずれか2種類の本人確認書類をお持ちください。

3. 戸籍謄本（抄本）の発行手数料

■ 請求窓口

川場村役場健康福祉課福祉係 TEL：52-2111

受付時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで

窓口に来る際、事前に電話にてご連絡ください。

請求手続きをスムーズに行うことができます。

必要書類は健康福祉課に備え付けています。